

① 佐世保市子どもまんなか計画について

計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。
- また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画及び、こども基本法に基づくこども大綱、都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を一体化した計画として位置づけれます。

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11年（2029）度までの5か年計画とします。

計画の基本方針

第7次 佐世保市総合計画(後期基本計画)で定めた
佐世保市の将来のイメージ

海風 薫り 世界へはばたく
と
“キラっ都” SASEBO

まち
西九州を牽引する 創造都市

くらし
地域が社会を築く 安心都市

ひと
育み、学び、認め合う「人財」育成都市

しごと
活力あふれる 国際都市

本計画は「ひと」分野となります。

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち

本計画は、佐世保市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現にあたり、その施策や具体的な取組を定め共有を図ることを目的としたものです。

本計画と国の関係法令との関係性

法律名	計画名称	個別計画策定	法律等に基づく市町村こども計画としての必要事項	本計画に盛り込む内容
こども基本法	市町村こども計画	努力義務	1. 子ども・若者育成支援推進法(義務) 2. 子どもの貧困対策の推進に関する法律(義務) 3. 少子化対策基本法(義務) 4. その他各法令に基づく計画(努力義務)	下記の3つの法令に基づく計画を網羅
市町村こども計画	1. 子ども・若者育成支援推進法	市町村こども・若者計画 努力義務	【子ども・若者育成支援推進大綱・基本の方針】 1. 全ての子ども・若者の健やかな育成 2. 困難を有する子ども・若者やその家族の支援 3. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 4. 子ども・若者の成長のための社会環境の整備 5. 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	● 子どもの居場所づくり ● 子育て支援 ● 児童虐待、自殺、貧困等の対策等
	2. 子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村計画 努力義務	【子どもの貧困対策に関する大綱・基本の方針】 1. 教育の支援 2. 生活の安定を資するための支援 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 4. 経済的支援	● 妊娠活動期から子育て期にわたる切れ目ない支援 ● ひとり親世帯への支援 ● 経済的支援(児童扶養手当など)等
	3. 少子化対策基本法	— 計画策定に関する規定なし	【少子化社会対策大綱・主な施策】 1. 結婚支援 2. 妊娠・出産への支援 3. 仕事と子育ての両立 4. 地域・社会による子育て支援 5. 経済的支援	● 妊娠・出産への支援(不妊治療など) ● 仕事と子育ての両立 ● 地域での子育て支援 ● 経済的支援(児童手当など)等
市町村こども計画と一体的な実施計画	次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画 義務	1. 施策の目標・KPI 2. 施策毎具体的な取組内容及び実施時期	● 目標値の設定(KPI) ● 施策の具体的な取組内容
	子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画 義務	1. 教育・保育提供区域の設定 2. 教育・保育提供区域における各年度の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保並びに実施時期 3. 各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保並びにその実施時期 4. 確保方策(体制)の内容	● 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保 ● 地域子ども・子育て支援事業(19事業)の量の見込み及び提供体制の確保
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	ひとり親家庭等自立促進計画 努力義務	支援・取り組み内容 ・生活支援・経済的支援・就業支援・相談体制の充実【参考：他都市の状況】 支援・取り組み内容(カテゴリー別) 1. 相談体制及び情報発信の充実 2. 就業支援 3. 子育て・生活支援 4. 経済的支援・養育費の確保 5. 子どもへの支援	● 生活支援 ● 経済的支援 ● 就業支援 ● 相談体制の充実

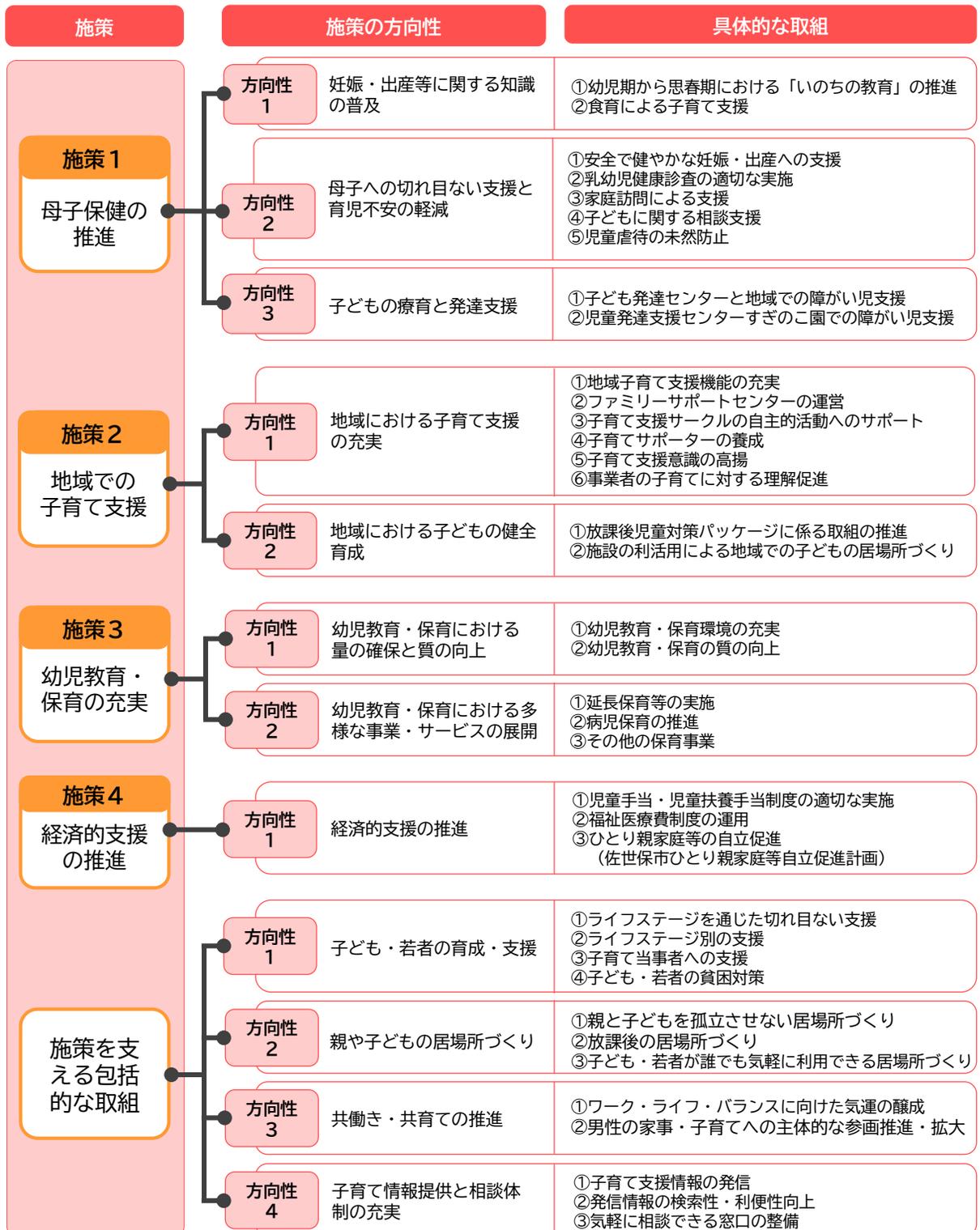
資料：佐世保市

計画の体系

本計画における施策の体系を以下のように設定します。

望まれる
姿

子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち



施策の方向性

《施策1》母子保健の推進

方向性 1	妊娠・出産等に関する知識の普及	幼児期から思春期における健康教育や啓発活動等を通じ、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図ります。
方向性 2	母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	地域で孤立することなく、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、すこやか子どもセンターを中心に、妊娠期から切れ目のない母子への支援に努めるとともに、子育て家庭の多様なニーズに対応した相談・支援の充実を図ります。また、関係機関と連携・協力しながら、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、各事案が抱える様々な問題へ包括的な支援を実施することで、育児不安等の軽減を図り、児童虐待の未然防止に努めます。
方向性 3	子どもの療育と発達支援	障がいや発達に心配のある子どもに対する療育支援にあたり、子ども発達センターを中心に、保健・福祉・医療・保育・教育分野等における関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、子どもの通う保育所・幼稚園や学校等の訪問による施設支援等を行います。

《施策2》地域での子育て支援

方向性 1	地域における子育て支援の充実	未だ園児とその保護者が相互に交流等を行う「地域子育て支援センター」を拠点に、認定子ども園における「子育て支援事業」との連携等を図るほか、子育て等の援助を受ける方とその援助を行う方との相互援助活動をコーディネートするファミリーサポートセンター等の事業により、地域における子どもと子育ての支援を進めます。また、子育てに関する育児相談や講演会などの啓発の場を通じて、子育てに対する不安や負担感の緩和を図り、子育て家庭を地域全体でサポートしていきます。
方向性 2	地域における子どもの健全育成	放課後児童クラブの運営等による子どもの健全育成に資する地域での居場所づくりを図るとともに、各種団体や関係機関等の連携強化等の面で様々な取組を進めます。また、子ども・子育てを通じ人が集い、繋がりが合う場を提供します。

《施策3》幼児教育・保育の充実

方向性 1	幼児教育・保育における量の確保と質の向上	安心して子どもが施設を利用できるよう、既存施設の老朽化に伴う改修への支援及び保育士等の処遇改善などによる保育人材確保策により、地域の実情に応じた幼児教育・保育の量を確保するとともに質の向上を図ります。また、幼児教育センターをはじめとして、幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する各種研修・講座の開催や保育所等における保育内容の確認等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
方向性 2	幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	共働き家庭の増加や多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応できる体制を充実させるとともに、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、支援を必要とする子どもの健やかな育ちを支えるための施策の充実を図ります。

《施策4》経済的支援の推進

方向性 1	経済的支援の推進	子育て家庭への経済的支援の取組を推進するため、児童手当や児童扶養手当、福祉医療費について適切に運用するとともに、必要な支援についても逐次対応します。また、「こども政策DX」を推進しデジタル技術を活用した手続の簡素化等を通じて子育て世帯等の利便性向上に努めるとともに、最適な支援の在り方についても、引き続き調査・研究を行います。
----------	----------	---

《施策を支える包括的な取組》

方向性 1	子ども・若者の育成・支援	すべての子どもや若者の権利を尊重し、社会参画を促進しながら、子どもの誕生前から青年期・子育て期まで、ライフステージに応じた継続的な支援を行います。
方向性 2	親や子どもの居場所づくり	核家族化の進行と、地域でのコミュニケーションが希薄になっているため、子どもだけでなく子育て中の保護者が孤立している例がみられるのをはじめ、各家庭の事情に応じた多様な居場所が必要とされています。
方向性 3	共働き・共育での推進	社会全体として働き方や労働環境の変化が進む中、子育ての男女共同参画やワークライフバランスへの意識啓発及び、育児休業等の各種制度による支援を推進します。
方向性 4	子育て情報提供と相談体制の充実	子どもとその保護者、または妊婦等が必要な情報を必要な時に得やすくする工夫及び、必要な支援等について相談窓口への誘導含めたきめ細やかな利用支援を行います。

② 子ども・子育て支援事業計画

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育保育提供区域を設定し、教育・保育に係る事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すものです。本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分を設定します。

1号認定：3-5歳 幼児期の教育を受ける子ども(第19条第1号に該当:教育標準時間認定)

2号認定：3-5歳 保育の必要性のある子ども(第19条第2号に該当:満3歳以上・保育認定)

3号認定：0-2歳 保育の必要性のある子ども(第19条第3号に該当:満3歳未満・保育認定)

本市では、計画期間中における教育・保育の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」を以下のように設定します。

教育・保育の量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	1,626人	1,437人	1,285人	1,163人	1,051人
2号認定	3,646人	3,522人	3,455人	3,446人	3,444人
3号認定(0歳)	686人	674人	659人	647人	636人
3号認定(1・2歳)	2,489人	2,484人	2,485人	2,482人	2,476人
合計	8,447人	8,117人	7,884人	7,738人	7,607人

教育・保育の量に係る需給については、令和5年度までの実績及び推移(減少傾向)を勘案すると、令和7年度以降も同じ傾向が続くものと見込んでおりますが、共働き世帯割合の増加等により、1号認定より2号認定と3号認定(1・2歳児)の減少傾向は緩やかになると予測しております。

なお、地域的な量の見込みと確保方策のバランス等といった事象にあたっては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、地域ごとに適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

確保方策の方向性

		量の見込み	確保方策				合計(再掲)
			特定教育 特定保育	特定地域型 保育事業	確認を受け ない幼稚園	認可外 保育施設	
令和7年度 8,447人	1号認定	1,626人	1,396人	0人	230人	0人	1,626人
	2号認定	3,646人	3,609人	11人	0人	26人	3,646人
	3号認定	3,175人	2,976人	19人	0人	180人	3,175人
令和8年度 8,117人	1号認定	1,437人	1,207人	0人	230人	0人	1,437人
	2号認定	3,522人	3,485人	11人	0人	26人	3,522人
	3号認定	3,158人	2,959人	19人	0人	180人	3,158人
令和9年度 7,884人	1号認定	1,285人	1,055人	0人	230人	0人	1,285人
	2号認定	3,455人	3,418人	11人	0人	26人	3,455人
	3号認定	3,144人	2,945人	19人	0人	180人	3,144人
令和10年度 7,738人	1号認定	1,163人	933人	0人	230人	0人	1,163人
	2号認定	3,446人	3,409人	11人	0人	26人	3,446人
	3号認定	3,129人	2,930人	19人	0人	180人	3,129人
令和11年度 7,607人	1号認定	1,051人	821人	0人	230人	0人	1,051人
	2号認定	3,444人	3,407人	11人	0人	26人	3,444人
	3号認定	3,112人	2,913人	19人	0人	180人	3,112人

産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援の強化を目的とし、令和6年度から、第1子には全員助産師訪問に変更して手厚くするなど、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施体制を見直しています。

地域子ども・子育て支援事業と本計画の各施策との関連

既存13事業及び新規6事業と、本計画の各施策との関連性は下表のとおりとします。

施策1	① 利用者支援事業	施策2	⑩ 地域子育て支援拠点事業
	② 妊婦等包括相談支援事業 新		⑪ ファミリーサポートセンター事業
	③ 妊婦健康診査		⑫ 放課後児童健全育成事業
	④ 産後ケア事業 新	施策3	⑬ 一時預かり事業
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業		⑭ 延長保育事業
	⑥-イ 養育支援訪問事業		⑮ 病児保育事業
	⑥-ロ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑦ 子育て世帯訪問支援事業 新		⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑧ 子育て短期支援事業		⑱ 乳児等通園支援事業 新
⑨ 親子関係形成支援事業 新			
施策を支える包括的な取組			⑲ 児童育成支援拠点事業 新

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

本市では、計画期間中における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」を以下のように設定します。

事業	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①利用者支援事業 教育・保育施設や地域の子育て支援について情報収集を行うとともに、利用希望者への相談に応じ、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
②妊婦等包括相談支援事業《新規》 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付及び包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施します。	量の見込み	妊婦届出数	1,457件	1,423件	1,388件	1,357件	1,326件
		妊婦8か月アンケート(書面)	1,457人	1,423人	1,388人	1,357人	1,326人
		乳児家庭全戸訪問数(面談)	1,370人	1,340人	1,300人	1,280人	1,250人
	確保方策	4,284回	4,186回	4,076回	3,994回	3,902回	
③妊婦健康診査 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	1,387人 15,257回	1,354人 14,894回	1,321人 14,531回	1,292人 14,212回	1,262人 13,882回	
	確保方策	・実施場所:医療機関 ・実施時期:随時実施					
④産後ケア事業《新規》 出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。	量の見込み (延べ人数)	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人	
	確保方策 (延べ人数)	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人	1,680人	
⑤乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業です。	量の見込み (対象者数)	1,370人	1,340人	1,300人	1,280人	1,250人	
	確保方策 (実施体制)	・市(すこやか子どもセンター)において実施 家庭訪問員(令和6年度:10人)、委託助産師(令和6年度:8人)が訪問 ・家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者					

事業	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑥養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (イ)養育支援訪問事業 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。	量の見込み (延べ訪問世帯数)	576件	565件	549件	542件	530件
	確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> 市(すこやか子どもセンター)において実施 委託助産師(令和6年度:8人)が訪問 育児不安や低出生体重児等を抱える家庭に対する専門的育児・相談支援 				
(ロ)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業です。	実施の有無 (実施体制)	実施	実施	実施	実施	実施
		「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを実施				
⑦子育て世帯訪問支援事業《新規》 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業です。(家事支援、育児に係る相談<母子相談、母の身体的・精神的不調状態に対する相談、未熟児・多胎児等に対する育児相談、保護者に対する育児支援等>)	量の見込み (延べ人数)	120人	120人	120人	120人	120人
	(延べ人数)	<ul style="list-style-type: none"> 市(すこやか子どもセンター)において実施 家事や育児に対して不安を抱える家庭に対する家事・育児・相談支援 				
⑧子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業です。	量の見込み (延べ利用人数)	210人	210人	210人	210人	210人
	確保方策 (延べ利用人数)	210人	210人	210人	210人	210人
⑨ 親子関係形成支援事業《新規》 児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	量の見込み (実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
	確保方策 (実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
⑩地域子育て支援拠点事業 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 地域の子育てを支援するため、親子遊びなど乳幼児とその保護者の交流を促す場を設け、育児講座や育児相談などを開催します。	量の見込み (月あたり延べ利用人数)	5,317人	5,181人	5,059人	4,941人	4,825人
	確保方策 (実施体制)	・公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施				
⑪ファミリーサポートセンター事業 乳幼児や児童(小学生)の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行う者(提供会員)との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業です。	量の見込み (延べ利用人数)	2,772人	2,799人	2,826人	2,854人	2,882人
	確保方策 (延べ利用人数)	2,772人	2,799人	2,826人	2,854人	2,882人
	確保方策 (提供会員人数)	148人	149人	150人	151人	152人
⑫放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。	量の見込み (利用実人数)	2,684人	2,648人	2,628人	2,576人	2,514人
	1年生	778人	768人	762人	747人	729人
	2年生	752人	741人	736人	721人	704人
	3年生	537人	530人	526人	515人	503人
	4年生	322人	318人	315人	309人	302人
	5年生	188人	185人	184人	181人	176人
	6年生	107人	106人	105人	103人	100人
確保方策 (利用定員数)	2,997人	2,997人	2,997人	2,957人	2,917人	

事業	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
⑬一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業であり、主な実施形態は下記のとおりです。	幼稚園在園児	量の見込み (延べ利用人数)	118,399人	111,382人	106,456人	103,500人	100,953人
		確保方策 (延べ利用人数)	118,399人	111,382人	106,456人	103,500人	100,953人
	以外幼稚園在園児	量の見込み (延べ利用人数)	2,165人	1,946人	1,754人	1,586人	1,439人
		確保方策 (延べ利用人数)	2,165人	1,946人	1,754人	1,586人	1,439人
⑭延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業です。	量の見込み (利用実人数)	2,730人	2,612人	2,523人	2,459人	2,399人	
	確保方策 (利用実人数)	2,730人	2,612人	2,523人	2,459人	2,399人	
⑮病児保育事業 保護者が就労している場合等において、体調不良の児童(病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合)を病院に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。	量の見込み (延べ利用人数)	1,967人	1,885人	1,811人	1,737人	1,670人	
	確保方策 (延べ利用定員数)	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	
⑯実費徴収に係る補正給付を行う事業 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業です。	実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
		新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施					
⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。	実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
⑱乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)《新規》 保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。	0歳児	量の見込み (利用実人数)	34人	令和8年度以降は「地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等のための支援給付」に移行し、一時預かり事業の利用実績を考慮しながら実施する。			
		確保方策 (利用実人数)	34人				
	1歳児	量の見込み (利用実人数)	13人				
		確保方策 (利用実人数)	13人				
	2歳児	量の見込み (利用実人数)	13人				
		確保方策 (利用実人数)	13人				
⑲児童育成支援拠点事業《新規》 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	量の見込み (実人数)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	
	確保方策 (実施体制)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	

佐世保市子どもまんなか計画【ダイジェスト版】

発行年月 : 令和7年3月
 発行 : 佐世保市子ども未来部子ども政策課
 (〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号)
 電話 : 0956-24-1111 (代表)
 電子メール : kodosei@city.sasebo.lg.jp

